平成２７年（フ）第１８８５号
横浜市鶴見区潮田町１丁目43番地１　クレール鶴見201
債務者　郭　　笑静
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０２６号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目22番地13　サンライフＡ―101
債務者　荒川　秋雄
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２０５号
横浜市旭区若葉台２丁目16番805号
債務者　中尾絵理子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１０号
横浜市栄区柏陽11番４号
債務者　井町　修子（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２６号
北海道釧路郡釧路町昆布森３丁目74番地
債務者　飯田まさみ
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２３６号
釧路市駒場町６番13号
債務者　奈良　正子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４８４８号
大阪府東大阪市荒本新町７番３―205号
債務者　上條　陽一
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７２５号
東京都港区西麻布２丁目12―１―503
債務者　堀　　博樹
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７３６号
東京都中央区佃２丁目２―11―1601
債務者　平田　和義
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７３７号
東京都北区王子２丁目９―18―102
債務者　近藤　　猛
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７６５号
東京都大田区西糀谷１丁目15―２―202
債務者　鈴木　正二
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７６６号
東京都大田区西糀谷１丁目15―２―202
債務者　鈴木　正子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８０６号
東京都杉並区下井草３丁目17―３―201
債務者　古家　裕介
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８２５号
神奈川県川崎市多摩区枡形６丁目５―２―201
債務者　若杉　　亮
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８２７号
東京都新宿区西落合２丁目６―７―306
債務者　細川　裕輔
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８３２号
東京都小金井市中町２丁目10―18―101
債務者　中田　英志
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部